

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県延岡市

2. 構造改革特別区域の名称

延岡市幼児教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

延岡市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本市の幼稚園については、市立幼稚園が6園、私立幼稚園が13園、そして保育所については、市立保育所が13園、認可保育所が15園、その他無認可の保育所が設置されており、本市の幼児教育を担っている。

三歳児数1,219名(平成15年5月1日現在)のうち各種施設への入園状況については、私立幼稚園に290名(23.8%)、公立及び認可保育所に360名(29.5%)、無認可保育所に121名(9.9%)が就園しており、市立幼稚園では三歳児の受入れを行っていないため、残る448名(36.8%)は専ら家庭での保育並びに教育下にある。

幼稚園の入園年齢は学校制度上満三歳からとなっているが、三歳児の幼稚園への就園率(23.8%)は、四歳児(45.5%)、五歳児(58.8%)の場合に比べかなり低い割合となっている。(参考資料1・2・3)

また、本市においても少子化や核家族化が進行しており、15歳未満の人口割合は平成7年に18.0%であったものが、平成12年には16.1%に減少している。核家族世帯の割合も平成12年には全世帯の62%を超えており、核家族世帯に属する6歳未満児の比率も全体の80.6%と、平成7年の77.9%に比べ3%近く増加している。

このような状況のもと、家庭や地域における教育力の低下が懸念されるとともに、少年非行の増加や犯罪の低年齢化等を背景に、子育て支援や道徳教育の充実等が求められており、幼稚園を中心とした幼児教育の

果たす役割はますます高まっている状況である。

幼稚園など幼児関係施設は今や「親と子の育ちの場」といっても過言ではなく、今回、幼児教育環境の一層の充実を図る観点から、特別区域を設定するものである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

学校教育法第 80 条において、「幼稚園に入園することのできる者は、満三才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と規定されている。このため、ほとんどの満三歳児において、幼稚園への入園については当該年度途中の入園を余儀なくされている。

幼稚園への入園時期について、保護者の一般的な意向は、小・中学校における転校等の場合と同様に、子供を 4 月から入園させ、年度途中の入園は敬遠する傾向にある。年度途中の入園となると、子どもがその場の雰囲気になじみづらく馴染めるだろうか、友だちができるだろうか、など親の不安感が主な理由として考えられる。

平成 15 年 5 月 1 日現在の学校基本調査によると、平成 14 年度中に満三歳児が幼稚園に入園した数は 82 名であり、これらの幼児の保護者は潜在的に年度当初からの入園を希望しているものと推察される。また、幼稚園関係者からも、年度当初に三歳未満児の入園予定者の見込みが立てば、より適正な学級編制が可能になることから、入園年齢制限の緩和を望む声は非常に多い。

さらに、現在の年度途中入園を余儀なくされている状況が、前述した三歳児の入園率の低迷に何らかの影響を与えているものと思われる。

今回の特別区域計画は、できるだけ早期からの幼児教育環境の充実に資する観点からも有意義なものであり、このことが民業の拡大や保護者の社会参加等を促し、ひいては経済や地域の活性化にもつながっていくものと考えられる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

学校教育法第 80 条の規定にかかわらず満三歳に達する年度の当初から幼稚園で受け入れることにより、幼児に対する早期の集団生活・集団教育の機会を拡充することは、昨今の家庭や地域の教育力の低下が懸念される状況において、幼児の社会性の涵養や健全な心身の育成等につながり幼児教育環境の充実に資するものである。

また、本市における幼児教育は、市立幼稚園が行政改革の一環で段階的に統廃合を行う方向(参考資料 4)にあるなか、今後は私立幼稚園(13

園)の運営に期待するところが大きい。このため、今回の特例措置や幼稚園教育支援事業(予定)を活用することで、行政と民間の連携・協力関係をさらに進めていくこととする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

家庭の教育力の低下が懸念されているなか、三歳未満児に対し、家庭に代わり幼稚園で一定の教育を行うことは、もとより住民ニーズに応えるものであり、幼児の社会性の涵養など健全な子どもの育成への効果が期待できる。

また、満三歳児の入園状況は、平成14年度が82名、平成15年度(12月末現在)が84名となっているが、今回の規制の特例措置の適用により、住民ニーズ(私立幼稚園協会からの聴き取り)から予測すると、100数十名の幼児が年度当初からの入園を希望すると見込まれる。さらに、このことにより、幼稚園教諭(パートも含む)の新規雇用や私立幼稚園の経営基盤の安定化につながり、時間的に余裕の生まれた保護者の社会参加等も促進するなど地域の活性化を期待できるものである。

8. 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼稚園教育支援事業(予定)

緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、私立幼稚園(13園)にそれぞれ1名補助教諭を雇用するものである。

別紙

1. 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4. 特定事業の内容

当該年度内に満三歳になる幼児については、当該年度の4月1日から幼稚園に入園することができることとする。

5. 当該規制の特例措置の内容

学校教育法第80条の規定により、幼稚園に入園できる年齢は満三歳に達した時からとなっているが、幼児の保護者や幼稚園関係者からは、満三歳に達する年度の当初から入園できるように年齢制限の緩和を望む声が多い。

また、家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなか、できるだけ早い時期に幼児教育をうけることのできる機会を確保することは、幼児教育環境の充実に資するとともに、民業の拡大や保護者の社会参加等を促し地域の活性化につながっていくものと考えている。

幼稚園での三歳未満児受入れ態勢についてであるが、まず教室の確保や備品の整備等のハード面については、基本的には各幼稚園の学級編制のあり方に応じて、適切に判断し実施していくこととしている。また、ソフト面である教育指導方法については、各幼稚園が保育所指針等も参考にしながらカリキュラムを作成することとなるが、教育委員会としても協力支援を行っていきたいと考えている。